

1971 年第 28 回宜野湾市議会(定例会)会議録

1. 7 月 6 日(第 11 日目) 午前 10 時 8 分開議
午後 5 時 37 分閉会 由会

2. 出席議員(21 名)

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 1 番 伊 佐 徳 次 郎 | 2 番 島 徳 吉 |
| 3 番 大 川 正 雄 | 4 番 天 久 盛 雄 |
| 5 番 宮 城 正 光 | 6 番 祖 福 仁 正 |
| 7 番 宮 城 仁 政 | 8 番 又 吉 正 弘 |
| 9 番 宮 里 敏 行 | 10 番 比 嘉 守 盛 |
| 11 番 安 次 富 盛 信 | 12 番 崎 間 正 篤 |
| 13 番 棚 原 憲 信 | 14 番 仲 村 春 信 |
| 15 番 山 本 朝 保 | 16 番 武 島 行 男 |
| 17 番 多 和 田 真 一 | 18 番 大 川 昇 |
| 19 番 玉 那 覇 行 昭 | 20 番 伊 佐 義 仁 |
| 21 番 比 嘉 義 定 | 22 番 古 波 蔵 清 次 郎 |

3. 欠席議員(1 名)

16 番 武 島 行 男

4. 議事説明員

- | | |
|-------------------------|--------------------------|
| 市 長 崎 間 健 一 郎 | 助 役 沢 延 安 一 |
| 収 入 役 只 屋 好 永 | 総務課長 多和田 真 一 |
| 住 民 課 長 知 念 和 夫 | 厚生課長 伊 佐 友 誠 |
| 税 務 課 長 古 波 蔵 信 三 | 農林課長 崎 間 政 光 |
| 商 工 観 光 課 長 棚 原 盛 真 | 都計課長 新 垣 信 栄 |
| 建 設 課 長 高 宮 城 昇 | 酒 訪 長 武 島 行 男 |
| 固 定 資 産 評 価 室 長 武 島 正 孝 | 代 理 官 武 島 清 康 |

水道部長	仲村春夫	営業課長	奥田孝世
会計課長	岡次	工務課長	金枝隆夫

5. 事務局出席者

事務局長	末吉健男	庶務係長	照屋 毅
議事係長	島袋真由	書記	仲村春夫
書記	比嘉定治		

6. 議事日程(第 11 号) 1971 年 7 月 6 日(火曜)

日程第 1	(日程表は別紙のとおり)
日程第 2	
日程第 3	
日程第 4	

第89回宜野湾市議会定例会議事日程表(第11号)

1972年7月6日(火)午前10時開議

- 日程第1 議案第29号 宜野湾市委さん研究センター第一特別会計条例について (継続審議中)
- 日程第2 議案第43号 1972年度宜野湾市委さん研究センター第一特別会計歳入歳出予算 (継続審議中)
- 日程第3 議案第24号 宜野湾市退職金支給条例の一部を改正する条例について (総務委員長報告)
- 日程第4 議案第27号 宜野湾市財産の交換、譲与無償貸付等に関する条例について (総務委員長報告)
- 日程第5 議案第28号 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例について (総務委員長報告)
- 日程第6 議案第32号 宜野湾市財政調整基金条例について (総務委員長報告)
- 日程第7 議案第33号 宜野湾市消防自動車購入基金条例について (総務委員長報告)
- 日程第8 議案第53号 宜野湾区政委員会退職金支給規則の一部を改正する規則 (経済民生委員委員長報告)
- 日程第9 議案第16号 鹿芥畑地帯撤去について (経済民生委員委員長報告)
- 日程第10 諮問第1号 コザ市、北谷村消防事務組合への加入について (経済民生委員委員長報告)

日程第11 閉会中継続審査申出書 (総務委員会)

日程第12 閉会中継続審査申出書 (経済民生委員委員会)

日程第13 議案第64号 1972年度宜野湾市委さん研究センター特別会計暫定予算

議 案

中今川第88回市議会定例会第11月
日の本会議を開き可。
日程の打ち合せのため、しばらく休憩を
可。 (予定10時8分)

議 案

休憩を可 (予定10時8分)
再開を可 (予定10時12分)

議 案

継続審議中の日程第1議案第29号市
津市養鰻研究センター特別会計条例
のこい。同じく継続審議中の日程第2議案第42号
1992年度市津市養鰻研究センター特別会計
入支出予算のこいを可と日程を可とす。

議 案

両案に対する疑を許し可。

議 案

質疑のため方は挙手を可とす。その間休憩
を可とす (予定10時13分)

議 案

再開を可 (予定10時16分)

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 838_1e

表以誤也
72年15卷以字

1312-10

1 審
 予算の支款は月1月の利息の一時借入金利息
 子にのみ、貸付の利息は、
 確か。71会計年度には、62,000ドルの一時借
 入金のありと、思う款があり、一時借
 入金のうち、貸付の利息は、
 説明を附録に示す。

助 役
 一時借入金全体の予算の一部を、
 が改定された。予算に、
 する。従来は、
 課にあり、
 中の年度内の支出を、
 一時借入金と、
 する。

1 審
 71年度の62,000ドルの一時借入金
 の、
 71年度の一時借入金62,000ドル、
 の返済は、

助 役
 71年度返済は、

1 審
 どの理由で返済は、
 一時借入金と、

から見て、当然この会計年度内に返済すべきの
が一時借入金だと理解して取り返す。いささ
かです。

助 役

この整理期間も含めて、会計年度内と
いふふうに解釈して取り返す。お調内金庫の
考えもありです。

1 番

お調内金庫のこと、このほかの取り返すことは
断定はできません。

助 役

このお調内金庫の差し戻すのと考えは取り
返す。

1 番

このお調内金庫の考えは取り返す。

9 番

今、一時借入の助役の説明にこのことが疑問に
思われます。会計年度中の整理期間も含めての
会計年度です。この解釈の問題です。

助 役

会計年度の勿論整理期間も含めてです。
この考えは、

9 番

たあちちらば、怯の解釈は何か餘にも解釈し
ていひていふかうは、あり文のいふこと
一方いふと思ひます。

則 後

私達の考えは、この中の合計年度内に
契約の他の調査は、この整理期間内に
入つてくるから、その分を支出。

9 番

怯は、この合計年度内と云ふ中に、以上の
は、整理期間も含まれ、含みは、この問題不
了、その分は、私に備へておきます。

則 後

敷金に、この解釈は、この思ひは、この
でも、この合計年度内に入つて来る金に、この
支出は、先づ、この考えは、便之は、いふ。

9 番

私に、この具体的な説明は、必要と、いふ。
怯は、是れが、この合計年度内と、いふのは、整理期間
も含まれ、含みは、この問題を、備へておきます。

則 後

合計年度の、勿論、この整理期間は、含みは、
この、当然、いふは、いふ。

9 番

≦これは、予算の編成に於ける問題だと思
う款を上げれば、≦これは皆の人方、生産物売却収入
といたし予算編成が正しいという考えは加考しない。
皆の人方の、今期後から押し出す積立、名称がどうだ
からというふうな考え方に立つてはいるが解り易いわけ
でも、しかし、≦これは非常に不明確なものだとい
える。どういう性格か？ ≦これは通り文入 100%
見積りか？ あるいは性格か？

町 役

予算をあげようか？ ≦これは、

9 番

とあるならば、雑収入に入れるべきじゃないか。
そういうふうな見解に立ちますか？、いいか？

町 役

今の会計処理から申し上げるならば、例
え、例を申し上げるならば、≦これは従来は過年度
収入の場合、全部雑収入にしている性質の収入
か？というとき、雑収入から出す積立は、どうも
款を分けてあげれば、≦これは合計年度からは
全部性質別と各々の款項目に記入をうけて
いるから、いいわけ、そういう票から整理
する。特に考えられる場合は、雑収入に当
らぬと、性質別と分類して経理すべきだとい
うに考えられる款がある。

9 番

何のしら 71年度と=水は 72年度の 新年度と関連
してイ水でも、71年度の予算は 整理期間 であるから
まだ未執行の段階である。また 販売もやらない
から、よく解らざるにせよ=と云うわ。

明 後

理集にやういふからいひを添へる。

9 番

やういふが、いふと=しる。その解らざるに段階は
71年度は=水は 8,000トに余りのうたがが残り
3人だといふ。72年度の 入札に 入札を 理由
が、松の 解らざるに添へる。が水は 70年度に 17の
添へる。

明 後

総向に=水は。うたがが 全部 71年度に 入れられ
た。しるが 全部 出納 であるに=水は、理集
に 70の ありえざるに=水は 4人となる。

9 番

先づから くり返す、1、松の 70年度に 17の 通り
71年度の 執行期間も 整理期間も あり 24月あり
まだ 入札に 対して の 目録も 見直しも まだ 解
らざるに 整理期間 終るにせよ。その 解らざるに 段階
は 70の 72年度の 新年度の 予算に 8,000トに 余り
余り 前年より、8,137トに せよ 3年 数字も 対
して、いふ。理由が 松の 解らざるに 添へる。

町役

この町、大体残るうさぎの匹数を一応相違し
た。

9 番

この町、町役入を記入して、町役入の数を、71年度
は。

町役

この町、町役入の数を、71年度、農林課長に説明した
り。

農林課長

町役入の数を、約10%残るうさぎの数を、相違
を、町役入。

9 番

約10%。

農林課長

10%。

9 番

この町、町役入10%。町役入の数を、町役入の
約10%。

農林課長

14町役入。一町役入14町役入。227,500町の役
入。71年度の町役入の総数を、町役入。1,900,000

正の推定をいれおろすこと、その中の約25%位は
 落ちたことには、今度の集票の成算は、
 大体75%位は、そのうち75%のうちは出
 たこと、大体77.2%の予定は、その残りの
 22.8%は、次年度繰越は、そのうち70%
 は、次年度の出発は、そのうち30%
 は、次年度に追加して落とすこと、そのうち
 推定をいれおろすこと。

9 番

71年度の当初の予算計画は、それだけの相違が
 あり、皆さん方の養護の特別部分を、
 養護、そのうち、そのうち、そのうち、
 今、そのうち、そのうち、そのうち、

農林課長

正数は、大体100.000位は、
 見るとおろす、100.000位は、
 見るとおろす。

9 番

準備は、いれおろすこと。

農林課長

類は、14.000位は、減は、
 見るとおろす。

9. 審

もう少し皆さん方数字に詳しくなりたいから
の。今課長が10-1や3枚の説明を下さる。と
うな事。二水の上司の方と、本年度繰越の支入を
二水が望む。十分予算執行と支障はないか
と。二水の御検討を水と想い下さる事も
議会の提案する以上。私の方から御開きし
て、二水の支入面について望む過大を私の指
摘したいと思っております。

自信をなさす。もう一回私の御開きをして
思っております。二水の望む繰越が予算の支入
面について。望む必要以上の大きさを指摘
してはどうかと思っております。

71年度全部の支入面について、まだ1セントも
入らない事。その段階で二水の本年度
から支入と原料の不足が残り人だといふ事は
71年度全部の100%執行と予算も決算も二水
が提案する以上。大抵の余り不足と解決
してはどうかと思っております。二水の本年度の繰越
が御開きです。私の御開きをして下さる。
二水から予算編成がある支入面の過大望む
私の御開きをしてはどうかと思っております。

二水の皆さん方が執行する場合は非常に支障を
おこす向きの事と見ているから私の指摘して
はどうかと思っております。

諸君
休憩 12:30 (予定10時40分)

通り抜ける問題に10通りあるという数字は
免状の7人。

11 番

ということは、一般の自信がもたらす算に
組が皆21人、おまじという考え方を示す。

市 長

一般、今9番議員のりも即指摘があり、
株の實際に水の中に入り、11の数字
号をこの人から、数字をこの人から、11の
り11から、これを示すと思ひます。

議 員

休憩12分 (午前11時12分)

再開15分 (午前11時15分)

1 番

議長に聞きます。7月2日と7月5日から養護
研究所で特別会計の審議が行われるというこ
とを、当局の方で資料を要求したことが、その
資料が又要求したことが、1票10分、10分
あるが、あつて1票10分という感じが、

議 員

議長の方から、当局の方で要求を10分
10分、議長の手で10分、10分、10分、

大分川断災の推せんしからなり進け解りませ
んが、推せんしに解説いたす。琉静貿易の
ノイは、この当然議合といふ取引を先
きの琉静貿易のこの貿易会社とあつた
この会社の概要、内容は当然審議すべ
から、その必要があること、その断絶は、
なり。そのこの関係から審議会が席
に、その和議し、そのこの、当然審議の相手
貿易会社の内容を知らべ、その可採の思
ひなり。その取引を先にする会社が
どうなるか、その会社とあつた、その審議
も判断せよ、と思ふことあり。大分電
料の未だ、審議の支障をきたすこと、知ら
せん。本日は、そのこの審議なり。その
必ずしも、その請求は、そのなり
せん。会社の概要、そのこの、その
そのこの時間的配慮も、そのこの請求
あり。そのなり。

議 案

11 審の其次審議からあり、その審議の
そのこの審議、そのこの審議、そのこの
そのこの日程は、そのこの審議、そのこの
その審議あり。そのこの審議、そのこの
そのこの審議あり。そのこの審議、そのこの

(案 議 案)

議 案

即興議のついでに、本議案のついでに
1. 継続審議を以て可なり。

議 案

休憩のついでに(午前11時20分)

利用のついでに(午後3時3分)

議 案

只今定数に達して可なり。=小引子
の本会議の可なり。

日程案の議案第24号(官制経済市匠職令支給
条例の一部を改定する条例)のついでに、6月11日
の本会議の可なり。総務委員会に審査
を付託し、そのついでに、報告書のついでに可なり。
一応期議を有する。総務委員会の報告を求め
可なり。

総務委員会

委員会に10月3日審査の結果を以て結果のついで
に報告を申し出可なり。=この議案の内容のついでに
11月既の所承知の通り現行の退職令の部
及び學費のついでに改定をせざる可なり。=この件は
昨今の定例令の可なり。同じ内容の定例令
提案のついでに可なり。可なり。可なり。可なり。
このついでに可なり。可なり。可なり。可なり。
内容のついでに。議案の提出のついでに。総務委員会
の議案の小審査を以て、可なり。可なり。可なり。
可なり。可なり。可なり。可なり。可なり。可なり。

議 決
所定議のりよせんか。質疑を終り併せて
委員の報告も終りす。

議 決
本案に対する討論を求めす。

議 決
討論も有略をなされしを思ひます。所定
議のりよせんか。
(異議なしとす)

議 決
所定議のりよせんか。討論も有略を
なし。表決を計ります。

議 決
議案第24号 富野津市退職金支給率例の一
部を改定する条例のりよせんか。表決を計ります。

議 決
本案に対する委員の報告は原案を一修正
の上可決するものありとす。計ります。
本案は委員の報告通り決すべし。所定議
のりよせんか。
(異議なしとす)

議 決

所呈議のりやせんのか。原案を一部修正して可決するに決意を以てしる。

議 決

休憩のりやせんのか (午後二時十分)
雨降のりやせんのか (午後二時十分)

議 決

日程第4議案第27号 官野津市財産の交換譲与無償貸付等に関する条例のりやせんのか。

日程第5議案第28号 議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は更新の独自の利用に関する条例のりやせんのか。

日程第6議案第29号 官野津市財政調整基金条例のりやせんのか。

日程第7議案第33号 官野津市消防自動車購入基金条例のりやせんのか。以上の条件のりやせんのか。

6月11日の本会議のりやせんのか。総務常任委員会に報告を付託し、その報告を待たせしむる。報告者の議決のりやせんのか。期日は有略のりやせんのか。以上の総務常任委員会の報告を待たせしむる。

総務委員会

所報告申し上りし。先づ議案第27号に付するに。官野津市固有の財産の交換譲与無償貸付等に関する条例を案するに。従来議会の議決に付すべき

議 長

仰異議ございせんか。質疑を終り併せて
委員の報告を終ります。

議 長

日程第4。議案第27号 富野港中地区の交換譲
与無償貸付等に関する条例のついでに討論を求
めます。

議 長

討論は省略したいと思っております。仰異議
ございせんか。 (異議なしであります)

議 長

仰異議ありせんか。討論は省略したい。
表決を行います。

議 長

議案第27号 富野港中地区の交換譲与無償
貸付等に関する条例のついでに表決を行います。

議 長

本案に対する委員の報告は原案通り可決な
ります。

本案は委員の報告通り原案通り可決するに
して仰異議ございせんか。

(異議なしであります)

議 案

所置議の5の3をせんが、原案通り可決するに
て可決を以てしる。

議 案

次の議案第28号議案の議決に付すべく公の
施設の築造又は長期の独占的利用に關する
条例にかゝる討論を求むる。

議 案

討論を省略せしむるを以て、所置議
の5の3をせんが。

(原議の1を以て)

議 案

所置議の5の3をせんが、討論を省略して
しる。議案第28号を表決に付しる。

議 案

本案に對する委員報告の原案通り可決す
る。

議 案

本案の委員報告の報告通り決するに
て、所置議の5の3をせんが。

(原議の1を以て)

議 決

市議院の議案第1号、市議院の報告通り
可決した。決意を述べた。

議 決

次の議案第32号、市議院の報告通り
可決した。討論を求めた。

議 決

討論を省略したいと思ふ。市議院の
議案第1号の。

(要議の140号)

議 決

市議院の議案第1号、討論を省略した
1号、議案第32号を可決した。

議 決

本議院の報告通り可決した。

議 決

本議院の報告通り決した。市議院
議案第1号の。

(要議の140号)

議 決

市議院の議案第1号、市議院の報告通り

決り3=4K 決り4=5K 決り5=6K . . .

議 決

議案第33号 宜野湾市消防団購入完全条例
Kの12の討論を求めた。

議 決

討論を省略したいと思つた。即興議
ごごひのせん。

(果議は140号)

議 決

即興議ごごひのせん。討論を省略す
3=4K 5=6K 1=2K 議案第33号を議決に付
した。

議 決

本案に対する委員の報告の可決あり。本
案の委員の報告通り可決3=4K 即興
議ごごひのせん。

(果議は140号)

議 決

即興議ごごひのせん。委員の報告通
り可決3=4K 決り5=6K した。

議 休 憩
休 憩 12 分 (休 2 時 24 分)
開 演 12 分 (休 2 時 25 分)

議 休
日程第 3 議案第 53 号 省野清也教育委員会
退職金支給規則の一部を改定する規則の
こと。6 月 12 日の本会議に付して、
経済教育常任委員会の方で審査を付託し
たりして、審査の結果は 12 日 1 時 1 分、報告書
が添付してあります。
一 而 朗 読 を 有 略 して 1 時 1 分、経済教育
常任委員会、報告を求めました。

議 休
休 憩 12 分 (休 2 時 26 分)
開 演 12 分 (休 2 時 27 分)

経済教育委員会
本委員会の所管に申し上げました。本案件は先程
可決されました日程第 3 議案第 24 号とも関連する
ものではないかと、本委員会に付しては、先程
休 憩 中 に 申 出 の 事 柄 の 内 容 が 分 かり ました。受
案通り決定したものとあります。
本案件は、総務委員会とも連合審査を付託して、討
議をいたしたものとあります。総務委員会の内容の決
定は 12 日 1 時 1 分、本委員会に付しては、先
程の通り、向受の報告が分りました。通して
あります。本委員会に付しては、受案通り

説明ターゲット

次の資料は、
前コマの丁間に挟まっていた。

ノンブル

そ 868_1e

1. 100-10

承認すべきものとして決定して取り出す。
以上の報告申し上げる。皆さ人の質疑に回答
したことを思う。取り出す。

議 長

本来の対する質疑を許し出す。

議 長

本来のものを。質疑もその採り取り出すの
質疑を終りたことを思う。即興議のざい
りせん。

(興議はしきり)

議 長

即興議のざいりせん。質疑を終り併せ
委員長の報告を終り出す。

議 長

議案第53号 市制施行教育委員会退職金支給
規則の一部を改正する規則について討論を求
め出す。

議 長

討論と省略を述べたいと思ふ。即興
議のざいりせん。

(興議はしきり)

議 案

御稟議ごさいのりせんのか。討論を省略した
し。議案第53号に対する表決を行はります。

議 案

本案に対する委員会の報告は承認しない
本案の委員会の報告通り承認するにせよ。御稟議
ごさいのりせんか。

(稟議はしとす)

議 案

御稟議ごさいのりせんのか。委員会の報告通り
承認するにせよ。決定をいたしなす。

議 案

休憩はります (午後2時30分)
再開はります (午後2時31分)

議 案

日程第9 陳情第16号 塵芥処理場撤去
の件。6月11日の本会議に付のりせん。経済民
生教育常任委員会の方の審査を付託してあり
た。一応審査が終りし。報告がなつてあり
ます。一応討論を省略したし。経済民
生教育常任委員会委員会の報告を付託して
あります。

議 案

口今、委員長の報告に対する質疑を許す日。

議 案

休憩 11時30分 (予定時間 34分)

再開 11時35分 (予定時間 35分)

議 案

陣情第16号と関係する4230ありするが、日程第10 諮問第1号 2イ市 北谷村 清掃施設一部事務組合への加入については、5月31日の本会議で10をとり、経済民生教育委員会の方針を決定してあり、報告書の添付が完了した。報告書の添付は完了した。本諮問も併せて御報告を10種とした。

経済民生教育委員会

5イ 諮問第1号も併せて、御報告申し、5イの4を思いつく。両案件とも関連はあり、併せて御報告申し、5イの2。また、70年6月29日の77回定例会で10をとり、第17号イ。2イ市 北谷村 清掃施設一部事務組合の設置を策定し決定した。その内容が別添付。初め設置場所は違っていた。70年4月14日に3イの設置を決定。その後も4イの4をとり、第17号イの2イ市 北谷村 清掃施設一部事務組合の設置を決定した。その内容が別添付。70年6月29日の77回定例会で10をとり、第17号イの2イ市 北谷村 清掃施設一部事務組合の設置を決定した。その内容が別添付。70年6月29日の77回定例会で10をとり、第17号イの2イ市 北谷村 清掃施設一部事務組合の設置を決定した。その内容が別添付。

市長

お答えいたします。あつしやる通り当時三市村の一部事務組合をつくりまして山内に設置するとうふうにして、こつちの一部議員が出席して、焼却炉の場所の設置を話し合つた訳でございますが、第一予定地よりは変更になつて、ウキナーになりまして、結局、当時の状態として、直野湾の空気にして、どうしてもあつちまで、通つては、できないというふうな議会も一人の反対もなく通過した訳でございますが、その時長にあつて、勿論本市にあつては、吾友名の前の方の穴を埋立する場合は、4.5年かかるから、4.5年は大丈夫だろうという考え方は持つておりました。その時後にあつて、色々な問題が起つて、後、3年と処理を十分にやれば、或いは持つておくれませぬが、当時の政府の焼却炉の補助金は殆んど100%でございます。しかし今後にあつて補助金が特別措置をされても50%の負担しなければならぬと、あつて、今後にあつては、焼却炉は本工の市町村の場合は30%でございます。我々の考えた状況がただではできないと、全部政府負担ではできないという状況の変化と、そして今までのこういう時期になつた、火災とか、色々な問題がある

りまして、きうこう見通しのあまさは十分
お叱りさうがと「」と思「」ますが、あ
の当時は、どうしても直野湾としては、
極力向うと「」ことに対しては、承
えられなかった訳でござ「」ます。

きうこう意味で一部事務組合に加
入された議員さん方も一諸になりまし
て、この問題は涙をうんで一応は議
員さん方としても脱退をした訳でござ
「」ますが、あの時吳にあって、万一場
合、又再加入を要する場合よろしくと「
うふうにして冗談を「」って、別れたと思
「」ます。特にこの公害が山出してから
あつしやう通り市としては、初めから再
加入を希望「」した「」と「」うような気持
は毛頭もってありませんでした。

一番現在困つて「」るんで、火事がある
と、或「」は1ヶ月位「」のチリがたまつて、相
当衛生的に各區民から問題があつて
一回でなく2〜3回きうこうふうな火
事がありまして、そのために草場場がな
くて、各々の家庭に於「」て、保留されて
「」る訳でござ「」ます。きうこう意味で
その保留が大体1ヶ月位「」は、停滯
可「」と「」う「」意味で、これは困つた
問題だと「」うふうにして、あなた方、当時
入つておればよかったと「」うふうなことを
北谷の村長、コサの助役にお話し申
し、上げましたと「」る。きうこうは、きうこう

ん貴方入ったら……んじやな……かと、そう
 いうことを聞きまして、再加入ができる
 というふうなことで、議会の諮問が
 通れば、我々は貴方が先に要請するから
 よろしく頼むと、その時には考えよう
 というふうなことで、一応は諮問を依頼
 して……課でござ……ますか。

これは、ほんとうのことになりまると、一応
 正式になりまると、一応各々の二村の議
 会にかけんと……かんと……思……ます。

そういうことに村として、現在二村
 では、相当負担が大き……から外の市町
 村にも入ってもら……た……という話……があり
 ますし、宜野湾の場合は今までのつな
 がりがあるから、そういう問題が通りま
 すと、或……は二村の市町村長、或……は
 一部事務組合の組合長関係者に協
 力をお願い……を……た……して、加入して……ま
 うよう努力して……きた……と思……ます。

二番

加入する条件として、無条件で加入で
 けると……見通し……か……つ……た……課……で……あ……る……か……。

市長

無条件で加入する見通しということ
 に対しては、一応はまだ諮問が
 通って……あ……り……ま……せん……ので、十分に私達は自
 身をもつて、向うに依頼……は……ま……だ……して……あ……

りません。

11番

認問をする場合、そういふ事前のわたりをつけて、キエ加入を向うが認めるのであつたらば、どういつたような条件があるかどうか。その辺は十分皆さんとしては、話し合つて、おくべきやなかつたかどうか。これは通した、色々な入る条件をつきつけられた場合、それと又議会はその条件を無条件でのもたなければならぬといふような形におくべき人じやないかといふことも考へる話であります。それがそのはね返りか、住民負担となつて、はねかえらなければいけません。おそらく私は、その条件は、しめよせとして、大きく住民の負担の面にはねかえつて来るんじゃないかといふような予案をいふ話であります。そういつたようなことからその再加入する条件として、どういつたようなものがあるかどうか、或いは又、その条件を十分話し合つて、後に認問をすべきやないか、それについてどう考へて可か。

市長

厚生課長が休んでありますけれども、一応、予算を通して、その後、分担すれば

「か」ということに対して、市の分相金が
5,394ドルでござります。

11番

5,394ドル、それが「」ですか、その負
担だけですか。

市長

これは既設分でござります。加入する
場合に既設に今まで入った予算の分
担でござります。既設の建物の敷地
ならしとか、それから今の焼却炉に付
する予算に対する分相金が2,253ドル
でござります。

11番

これはもう既にこれはだけ負担すれば
向うは受入れて「」と「」のような話し合
いの顔ですか。

市長

大体、これは「」になるだろうと「」こと
は、厚生課長が行って向うの方で「」程
度の概算はした算定でござります。

11番

これはですね、市長、一つの政治折衝
や「」は、行政折衝であります。他の施
設に、入って行くこととは「」ですね。これは

当然 基本的な問題を話し合うのは
可也 市長であって、私は担当課長で
はな^らずと思^います。従って市長はこ^う
う折衝をすべきで、担当課長にヨカシ
て^いいかどうか。むしろその管理者で
ある。或^はは受入れ側であるところの
コザ市当局、並びに北谷村側と真剣
にこの加入問題にこつと私ならざる
よある程度条件も向うが提示す
る条件がどう^いうふうになるかどう
か。或^はは又、それに対して、コザは加入す
る条件として、どう^いう人があるかどう
か。どう^いうふうなものをすべきで、
これならは入^らず。当局として、或^は
は、これは無理だが入^る必要はな
い^いうふうな当局は、しっかりと腹を
踏^みて、諸向をあげてあつて、
「かげんな諸向をして後で色々な条
件をきつつけられた場合、一体どうし
ますか。

市長

一応この問題に対しては、前でも
話し合つた通り、諸向が通れば、十分考
えようとする^ことで話し合つてあります。

諸向をしな^らうと^する貴方がたがどう^い
ふ^うに話して、何^んか^の話しかと逆に
わかれた^こともあります。議会意思が決
まれば責任をもち考慮しよう^と。

11番

議会意思というはですね。色々な条件にも左右されます。

例之はべらぼうな加入金とか、或は余計な分担金をぶっかけてくれた場合はですね。これはあきらめ、その条件によつてはですね。諮問に答えてくれる場合も有りうるというはですね。従って諮問する一つの条件として、ある程度何うとかわたりをつけて、これならばやってみるかどうかをですね。議会に諮問すべきであつてですね。漠然として、負担正分もまだ解らない、或は条件もどんな条件、何うからつきつけられるか解らないようなことですね。果して諮問の妥当性をですね。議会として、十分検討できるかどうか、皆さんとしてもしかりだと思つてあります。それにつてどう考えますか。

市長

皆さん方のご期待にきうようの十分努力していただきます。

11番

私がお伺いしては、加入する条件として、どういつたようはそれがあるかどうかを今、聞つてあります。例之は負担を、どの程度の負担を何うから

200
要求されるかどうか。今説明のあった額
だけで済むね。十分加入できるかどうか
その辺について伺っておりますが、いかがで
すか。

市長

この位で十分できると思っております。

11番

できますか。

市長

はい。

11番

いや、条件としては、それ以外にはない
訳ですね。

市長

はい。

11番

はい、1つかりと一つ腹をきえて当ってこ
うなところだと思います。

それから脱退した理由の中に大きく
とり上げられたのが、あまりに乙直野淳希
氏が不便であるというのが大きな理由
に上げられております。その不便さほど
ですね。現時点で解放されたかどうか。

その不便さというのはですが、どのような形で解決していくかどうかが、その辺について伺いたいと思えます。これはもっとも大きな理由でありました。

市長

おっしゃるような不便さはあります。しかし距離的に相当遠い訳ではございませんが、従来我々が考えておいたような距離というのは、名護でも普通は戦前だったら1日帰りはできませんでした。我々の考えておいた従来距離は相当遠いと。例えは馬車や、或いは荷車が行くような考え方が遠いという観念を持っておりました。実際にその距離をはかってみたら中線を通ってくと、相当20マイル制限がござりますので、或いは色々な交通信号機等の障害で時間が相当かかります。しかし1号線を通って行くと1時間内外では、積んでから往復できるということになりまして、当初、我々が考えておいたような1日に1回しか運べなかった人じやないかと、2回往復は運べる人じやないかと、2回往復を立てまして、それとどうしても実際に車が増えておりましたところ、2回往復はできるとして、その現状が相当困つておると、この考え方を、持てました。場

合 どうしても他にも新しいその場所が
見つからなければ、やむをえずに再加入と
いうことでござります。

11番

その不便さから派生すると、その色々
な問題が考えられます。例えば、1日1回
なして2回しか運ばないという場合の
そのはね返り。これは「きろ」需要者
であるところの住民負担にかかる訳で
ござります。そうすると今の需要者の負
担が、きろ、何倍かにはねかえり
ていよう。そういつた対策については、どう
考えておられるか、と同時に業者との了
解は十分とリツケてあるかどうか、これに
ついて、市長に何か伺います。

市長

これにつきましても、どうせ市としても
近いうちに焼却炉をつくらなければなら
ない。それに対する敷地購入費或
いは焼却炉を設置する費用、あらゆる
費用を計算して、又、現在、コト
北谷がやってるところに一部再加入し
た場合の費用等、試算して、その場合
に加入した方が安く済むと、市民の負
担をかける。そして現在の業者に対
して、勿論、距離も遠くなるしその
間、ガソリンの消耗もあると思っております。

ども、それに対しましては、各節落に補助金を流して、業者の今までのマイナス面をおぎなつて「よた」と、特に補助金を流しても市単独でつくるよりは、安くなると「うき」の方から試算してあります。

11番

あつしやうとは、今の需要者であるところの市民が負担して「よた」分については、しわ寄せはさせないというふうな考え方があつた。それからもう1点、基本的な問題、直野湾市はすつと以前から健康都市を宣言してあります。健康都市の中では、その健康都市環境衛生面、或いは厚生設備等が完備されてはじめて私は健康都市の目的が遂行されると思つて「よた」です。しかしながら直野湾の実態を見た場合に健康都市とは「うき」の全く市内にそのような環境衛生の施設もできない、つくれないというふうなことになるのであつた。これは全く健康都市の看板が泣きますよ、それは「よた」です。合併も間近かに迫つてあります。これは一つの合併の大きな事項として、合併の条件として、私は三市村の中に「よた」です。このように土地のさがせないと「うき」は、どうしても考えられぬ。むしろ有能な市長であるならば、私はその合併と関連させて、

この三市村の区域、松城地域の中には
 ですね。私は焼却炉を設置する位
 の場所ですね。十分可能であるといふ
 うに見ておられますが、なぜあと1、2ヶ年
 でも喜友名の方向に公害を与えないで、
 当初話し合ひした通り十分管理可
 れば又句はないといふふうに言ってお
 ります。その責任をおたたらずですね。
 十分やるとするならばですね。おのずか
 ら私は、三市村の合併の中でですね。
 打聞ができる人じやないかとこのように
 考えますが、そういつた面もですね。考
 え合はれたことがあるかどうか、或いは
 でき、こちらに編入されるとは両の中
 城の住民とこの立場も十分考え見
 たことがあるかどうか。直野湾市民の
 不便さだけじゃなくして、"まあ"直野
 湾市がそういう既成事実をつけた場
 合にですね。両村民に対しては不便
 を与えないやりやならんといふようなことを
 十分考え合せた場合にはですね。
 あとしばらく待ってねって、合併事項
 の中でこの問題が打聞ができるよう
 ですね。方法は見おせないかどうか
 その辺についてお答え願ひます。

市長

お答えいたします。おっしゃる通り
 一部事務組合とこのことは、合併したから